

産業建設委員会所管事務調査報告書

産業建設委員会では、令和２年度の所管事務調査事項を下記のとおり決定し、調査研究を実施いたしました。以下その概要を報告いたします。

1 調査事項

- (１) 観光産業発展への課題研究について
- (２) 道路維持管理における速やかな情報収集と対応について
- (３) 公園の利活用の促進と地域の活性化について
- (４) 市営住宅の入居について
- (５) 水道事業について

2 委員構成

委員長	池上 茂樹	副委員長	田中 淳一
委員	山中 智博	委員	明石 孝利
委員	森 喜代造	委員	薮田 啓介
委員	中村 浩		

3 調査活動概要

令和２年７月６日 現地視察及び委員会

視察先及び内容

- ・住吉配水池 「水道事業について」

委員会

現地視察を終えての意見交換

- (１) 水道事業について

令和２年７月１５日 委員会

執行部から調査事項の説明を聴取

- (１) 観光産業発展への課題研究について
- (２) 道路維持管理における速やかな情報収集と対応について
- (３) 公園の利活用の促進と地域の活性化について
- (４) 市営住宅の入居について

令和２年７月３０日、令和２年７月３１日 行政視察、現地視察

視察先及び内容

- ・伝統産業会館 「観光産業発展への課題研究について」
- ・三重県松阪市 「公園の利活用の促進と地域の活性化について」
- ・鼓ヶ浦サン・スポーツランド 「公園の利活用の促進と地域の活性化について」
- ・深谷公園 「公園の利活用の促進と地域の活性化について」
- ・潮風の街磯山 「市営住宅の入居について」

令和2年8月3日 委員会

行政視察、現地視察を終えての意見交換

- (1) 観光産業発展への課題研究について
- (2) 道路維持管理における速やかな情報収集と対応について
- (3) 公園の利活用の促進と地域の活性化について
- (4) 市営住宅の入居について

令和2年10月5日 現地視察及び委員会

視察先及び内容

- ・岡田団地 「市営住宅の入居について」

現地調査を終えての意見交換及び調査事項の論点整理

- (1) 観光産業発展への課題研究について
- (2) 道路維持管理における速やかな情報収集と対応について
- (3) 公園の利活用の促進と地域の活性化について
- (4) 市営住宅の入居について

令和2年11月2日 委員会

調査事項のまとめ

- (1) 観光産業発展への課題研究について
- (2) 道路維持管理における速やかな情報収集と対応について
- (3) 公園の利活用の促進と地域の活性化について
- (4) 市営住宅の入居について

令和2年12月11日 委員会

委員会所管事務調査報告書最終確認

4 調査研究の結果

(1) 観光産業発展への課題研究について

—鈴鹿市の現状—

本市では、多くの観光資源を活用し、来訪者を迎えるために、令和2年3月に鈴鹿市観

光振興方針を改定している。平成 30 年の本市の観光レクリエーション入込客数は 506 万人で、鈴鹿市観光振興方針に基づく観光レクリエーション入込客数は令和 5 年の年間目標を 550 万人と設定しており、今後さらに観光産業を発展させ、観光レクリエーション入込客数を増加させることが必要である。

本市の代表的な観光資源として、広く世界に知られているモータースポーツや、椿大神社、鈴鹿バルーンフェスティバル、伝統産業などがある。

観光資源の 1 つである伝統産業は、伊勢型紙や鈴鹿墨などが代表的なものとして挙げられる。伝統産業は、モータースポーツと比べると知名度が低いですが、後世に残していくべき産業である。

伊勢型紙は友禅や浴衣、小紋などの柄や文様を着物の生地に染めるのに用いる伝統的工芸用具である。その歴史は古く、室町時代には使用されていたと推察される。昭和 58 年に日本で唯一伝統工芸用具として指定されており、現在の伝統工芸士は 12 名で、平均年齢 75 歳である。生産量は全国の 99% を占めており、京都、東京を中心に各地へ出荷されている。

鈴鹿墨は、奈良時代に日本に伝えられ、その製法は、鈴鹿産の肥松を焚いて、そのすすから墨をつくったのが起源とされている。芳香、優美、墨色華麗な特徴を持つ鈴鹿墨は、多くの書道家に愛用されている手づくりの逸品である。全国シェアの 3 割の墨がつくられており、昭和 55 年に伝統的工芸品の指定を受け、現在 3 人の墨匠が伝統工芸士に認定されている。

観光産業発展に向けて、本市が今後考えている取り組みとして、レース等のイベントによる集客だけではなく、自転車等によるツーリズムや最先端のデジタル技術による仮想体験、さまざまな観光資源を複合的に結びつけた体験型ツアー等、観光の多角化を図っていく予定である。

—視察概要—

(1) 伝統産業会館

伝統産業会館は、本市の南に位置し、その管理は、指定管理者制度を利用し、伊勢形紙協同組合に業務委託を行っている。視察では、伊勢形紙協同組合の理事長、副理事長から、伝統産業会館の概要について説明を受け、展示物や販売スペースを確認した。

委員からは、後継者問題と原材料不足という 2 つの課題に対しての解決策について、世界遺産への申請について等の質疑があり、回答を受けた。

視察後に委員から、「後継者問題が懸念されるため、後継者がこの伝統産業で生計を立てていけるようになるためには、商品の販路拡大等の工夫や行政の援助等も必要ではないか。」「現在の社会情勢を考慮し、著名人やユーチューバーに商品を使用してもらい、PR していく手法も考えられる。」「伊勢型紙は世界での評価が高いということなので、外国人観光客を誘致するための材料としてはどうか。」「観光施設と公園などの周辺施設を組み合わせた、開発、発想も必要ではないか。」等の意見があった。

—まとめ—

観光産業という分野の中で、今回は伝統産業について主に調査研究を行った。特に、伊勢型紙は、日本で唯一伝統工芸用品として登録されており、後世に残していかなければならない産業である。現在、伊勢型紙の伝統工芸士は12名で、平均年齢が75歳と高齢化が進んでいる。今後、後継者問題が懸念される。そのため、国の補助金を活用し後継者の育成を図っているが、伝統工芸士になるには、最低12年の実務経験が必要であるため、今後を見据えて、後継者育成により一層力を入れることが重要であると考えます。

後継者問題の一因として、販売力不足が考えられる。以前は、PRや宣伝を行わなくとも、一定の販売数があったようであるが、和装関係業界の落ち込み、染色技術の変革、多様化により型紙が使用されなくなりつつある。よい品をつくってもそれをアピールして、売ることをしないと後継者の生活を成り立たせるのは難しく、利益を上げることが必要である。伝統産業をビジネスとして成立させるために、今後は、他の用途への使用、販路拡大、PR方法の工夫を行う必要があるのではないかと意見があった。

伊勢型紙は海外での評価が高いと言われているので、外国人の旅行ツアーに組み込むことが有効な手段ではないかと意見があった。

(2) 道路維持管理における速やかな情報収集と対応について

—鈴鹿市の現状—

本市の市道は、全延長が約1,800キロメートルで、約6,900路線ある。

現在本市では、道路の異常の通報を電話により受付している。平日の8時30分から17時15分は、通常勤務体制で対応し、休日・夜間は、市役所代表電話へ通報が入ると、中央管理防災センターで受付を行い、そこから道路保全課職員へ連絡する手順となっている。連絡を受けた職員は、現場確認を行い、簡易なものは職員にて対応し、職員で修復が困難な場合は、業者へ依頼することや、このまま道路を通行することが危険と判断した場合は、バリケードにて通行止めを行うなどの対応を行っている。平成30年度の職員による舗装の応急処置の件数は3,441件となっている。

また、道路の状況確認のため、道路保全課職員が平日の昼間、夜間、休日の昼間にパトロールを行っている。

本市の現状に対して委員から、「道路の異常を見つけた時にどこに電話したらいいか窓口の明確化を行うべきではないか。」「修繕の順番待ちが生じているとのことで、学校の周辺など優先的に修繕が必要な箇所を先に修繕することも必要ではないか。」「SNS等の活用も視野に入れ、まずは、郵便局やごみ収集業者等に協力を依頼し、幅広く情報収集を行うべきではないか。」等の意見があった。

—まとめ—

本市の市道は、全延長が約 1,800 キロメートル、路線数は約 6,900 路線と膨大なため、市役所職員のパトロールだけでは、道路状況を把握することは難しいと考える。道路の異常は、大事故につながる危険があるため、道路状況をいち早く、正確に把握する体制の構築を進めるべきと考える。

道路状況を把握する手法として、SNS 等を使用する方法がある。今回の所管事務調査の中で、LINE 等のアプリを利用して市民から道路情報を収集している他市の事例を知ることができた。自宅の近所の道路や、通勤通学ルートは毎日のように道路の様子をみるものであり、その異常に気づきやすく、多くの情報が集まることが期待される。また、所有率の高いスマートフォンなどによる投稿を行うことで、写真による情報の把握や、該当箇所の把握も可能となり、適切な修繕が行えると考えられる。

また、広く情報を集めるには、普段から道路を使用している市民のみならず、郵便局員や廃棄物収集運搬業者と連携することも必要ではないかとの意見があった。

情報収集の方法をふやすことで、膨大な量の通報が寄せられることが予想されるが、重大事故につながる危険性がある箇所については、優先的に行うべきである。そのためには、修繕基準の整備も必要ではないかとの意見があった。

(3) 公園の利活用の促進と地域の活性化について

—鈴鹿市の現状—

本市の都市公園は、住区基幹公園と都市基幹公園に分類され、さらに住区基幹公園は、街区公園、近隣公園、地区公園の 3 つに、また、都市基幹公園は、総合公園、運動公園の 2 つに分類される。さらに緩衝緑地等があり、その中に都市緑地が含まれている。

本市が管理する都市公園の数は令和 2 年 3 月時点で 367 カ所である。その内訳は、街区公園が 348 カ所で、代表的なものは矢田部公園や新生公園、近隣公園が 8 カ所で、代表的なものは神戸公園や弁天山公園、地区公園が 5 カ所で、代表的なものは桜の森公園や御座池公園、総合公園が鈴鹿フラワーパークと深谷公園の 2 カ所、運動公園が、石垣池公園の 1 カ所、都市緑地が、鈴鹿川河川緑地、岸岡町地内の海のみえる岸岡山緑地と鈴鹿中央線緑地の 3 カ所となっている。

公園内のテニスコートや多目的グラウンドなどの利用率は、全施設で平成 29 年度が 67.3%、平成 30 年度が 65.5%、平成 31 年度が 63.5%であり、施設によっては、利用率が 20%台のものから、100%に近いものもある。

公園の維持費用は、全ての公園の合計で、平成 29 年度は 2 億 4,652 万円、平成 30 年度は 2 億 6,520 万円、平成 31 年度は 2 億 6,471 万円となっている。

今後は、民間の活力を利用するため、パーク P F I などの活用も検討していく考えである。

—視察概要—

(1) 松阪市総合運動公園

松阪市総合運動公園は、松阪市の東部に位置する都市基幹公園（運動公園）である。市民の運動やレクリエーションに対する要望や、自然環境の大切さ、また高齢化社会に向けての健康維持を目的とする空間等の整備を行い、多目的広場、芝生広場、スケートパークなどの施設、ジョギングコースやデイキャンプ場などがある。平成8年に事業認可され、平成24年から一部供用が開始されており、現在の総面積は52.5ヘクタールである。

今回の視察では、特に、平成31年4月に供用を開始したスケートパークについて説明を受けた。

スケートパークが供用開始されるまでの経緯としては、平成5年度から平成15年度に市内の団地でスケートボードをしている人がいると苦情があり、平成16年度にスケートボード愛好家からスケートパークの建設を依頼する請願書が提出され、採択された。平成17年度から平成29年度にレイアウトやルールについて協議を重ねた。また、平成28年にスケートボードが東京五輪の正式種目に採用が決定されたことで、国際大会の開催も可能なレイアウトに変更した。平成30年度にスケートパークの建設を開始し、平成31年4月に供用が開始された。

三重県内での公共のスケートパークの建設は初であり、その面積は4,890平方メートルと全国でも最大級の規模であるため、市内だけでなく全国各地からスケーターが集まる施設となった。令和元年度利用者数は、2万5,123人で、令和2年6月には、3万人を超えている。

月1回のスケートボードスクールを開催し、スケートボードを広めるとともに、今後は国際大会も視野に入れ、さまざまな大会の開催を予定している。

委員からは、スケートパーク完成による経済効果について、鈴鹿市からの来園者数について等の質問があり、回答を受けた。

視察後に委員から、「松阪市の事例は、ただ施設をつくったのではなく、国際大会ができるような規模の施設をつくったことで、松阪市をPRできるような施設にまでなった。本市においても、これからの公園等の利活用を考えるうえで、集客効果と経済効果が得られるような施設をつくる必要があるのではないか。」「苦情となっていたスケートボードを、集客の材料に変え、成功させている。」等の意見があった。

（2）鼓ヶ浦サン・スポーツランド

鼓ヶ浦サン・スポーツランドは本市の南に位置し、敷地総面積が約3万1,000平方メートルの地区公園である。市街地整備課から、公園の概要について説明を受け、テニスコートや多目的広場などを確認した。

委員からは、夜間も開設している施設への近隣住民からの苦情について、施設の利用状況について等の質問があり、回答を受けた。

視察後に委員から、「利用者が少ない施設については、別の利用方法を考えるべきではないか。」「パークPFIの導入も考えるべきではないか。」等の意見があった。

(3) 深谷公園

深谷公園は本市の南西に位置し、敷地総面積が約 20 万 5,000 平方メートルの総合公園である。市街地整備課から、公園の概要について説明を受け、多目的広場や中央広場などを確認した。

委員からは、公園の管理状況について、施設の利用状況について等の質問があり、回答を受けた。

視察後に委員から、「土日の利用率はあるようだが、平日の利用率を上げるためのイベントなどを開いてはどうか。」「公園施設への交通の利便性を高めるため、公共交通の整備も必要ではないか。」「利用者が少ない施設については、ドッグランなどに整備し、ターゲットを絞った利活用も必要ではないか。」「パーク P F I の導入も考えるべきではないか。」等の意見があった。

—まとめ—

松阪市総合運動公園のスケートパークの事例は、苦情として扱っていたものが、集客効果、経済効果を生んだ成功例である。本市にも 2 つの総合公園を初めとした複数の公園があり、市民の憩いの場となっている。しかし、利用率が低い施設があり、維持費ばかりがかさむことが懸念される。また、公園で収益を上げるという概念が見受けられないように思われる。利用率が低い施設を活用し、いかにして集客の材料に変えていくかが今後の重要な課題となると考える。

他市では、パークコーディネーターを活用することで、来園者数が数倍にふえたというような事例があり、本市においてもパークコーディネーターを活用することで、公園の利活用の幅を広げることにつながるのではないかと意見があった。

また、パーク P F I を活用し、民間のアイデアで魅力のある公園をつくることも必要ではないかと意見があった。

さらに、公園施設の周辺には、観光施設が併設されているようなところがあり、公園施設利用者が観光施設に寄ったり、観光施設を観光帰りに公園施設に寄っていくというように、両方の施設に集客効果を生むことも考えるべきではないかと意見があった。それには、公園部局と観光部局が協力し、部局をまたいで市全体で施設の利活用について取り組む必要があると考えられる。

(4) 市営住宅の入居について

—鈴鹿市の現状—

公営住宅は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としている。

本市に立地する県営・市営住宅数は、令和 2 年 3 月 31 日現在、県営住宅が 3 団地 360 戸、市営住宅が 15 団地 1,734 戸である。市営住宅 15 団地 1,734 戸のうち、公営住宅は 13 団地 1,664 戸、改良住宅は 2 団地 70 戸となっている。

建設年度別管理戸数は、昭和 47 年から昭和 56 年に建設された市営住宅が最も多く、次いで昭和 57 年から平成 3 年に建設された住宅が多くなっている。新耐震設計基準が施行された昭和 56 年 6 月以前に建設された住宅は、全体の 48.2%となっている。

市営住宅の入居、空き家の状況については、令和 2 年 6 月 15 日現在、市営住宅 1,734 戸のうち入居戸数は 1,368 戸で、入居率は 78.9%、空き家戸数は 366 戸となっている。このうち岡田団地、南旭が丘団地、鼓ヶ浦団地、東玉垣団地の 4 団地では、現在、入居募集を停止し、退去した後の住戸は、政策空き家として新たな入居を行っていない。この政策空き家は 189 戸あり、これを除くと入居率は 88.5%となる。

市営住宅の募集・応募は、現在、市が管理する公営住宅の入居者の募集は、5 月、8 月、11 月、2 月の年 4 回、定期で実施し、目的別分散入居として一般世帯は上層階へ、高齢者世帯などは低層階へと、募集の段階から分けて募集を行っている。さらに、ひとり親世帯や高齢者世帯などに対しては、優先入居の対象世帯として住宅を供給している。

また、募集の周知方法として、広報紙やホームページへの掲載のほか、市役所・地区市民センターの掲示板にポスターを掲示している。申し込み者の数が募集戸数を超える場合は、募集期間終了後に申し込み者が参加する公開抽せんを実施している。

県内 28 市町の募集方法は、本市と同じ定期募集を行っている市町が 22 団体であり、面談による選考を行っている市町が 1 団体、募集を停止している市町が 2 団体、町営住宅の廃止等を行っている町が 3 団体である。

現在、4 団地の市営住宅については入居を停止しており、南旭が丘、鼓ヶ浦団地、東玉垣団地は、耐用年限が過ぎた団地となっているため入居を停止し、後には用途廃止を考えている。岡田団地は、4 階建てで、まだ耐用年限は残っているが、市が今現在管理している住宅の中では古い団地となるため、必要戸数の計算から、岡田団地は今後なくしても問題がないということで入居停止を行っている。

—視察概要—

(1) 潮風の街磯山団地

潮風の街磯山団地は、本市の南端に位置し、平成 13 年に建設された 4 階建ての市営住宅である。住宅政策課から当該団地の概要について説明を受け、修繕途中の部屋や修繕後の部屋の状況を確認した。

委員からは、修繕費について等の質疑があり、回答を受けた。

(2) 岡田団地

岡田団地は、本市の中央部に位置し、昭和 49 年に建設された 4 階建ての市営住宅である。住宅政策課から当該団地の概要について説明を受け、退去後の部屋や緊急貸し出し用の部屋等の状況を確認した。

委員からは、岡田団地の今後の取り扱いについて、緊急貸し出し部屋について、風呂などの設備について等の質疑があり、回答を受けた。

これら2カ所の視察について、視察後に委員から、「市営住宅を減らしたり、入居の停止を行っているが、住宅困窮者に住居が行き届いているか調査が必要ではないか。」「少子高齢化時代のもと、高齢者に配慮した市営住宅の運用を行ってもらいたい。」「入居しやすさを追求して、過去に行っていた通年募集も視野に入れてもらいたい。」等の意見があった。

—まとめ—

本市では、令和2年9月に鈴鹿市市営住宅長寿命化計画を改定し、現状に即した市営住宅の有効活用と長寿命化に向けた効果的・効率的な取り組みが進められている。

耐用年限が過ぎたため入居を停止している団地があり、市営住宅を減らしていく傾向にあるが、平成29年度は応募倍率2.2倍、平成30年度は応募倍率1.9倍、平成31年度は応募倍率1.5倍となっており、応募倍率は1倍以上の状態が続いているため、本当に減らしていいのかとの意見があった。

今回の視察では、長年同じ市営住宅に住み続けているというような案件が見受けられた。しかし、この現状は、住宅に困窮する低額所得者に対して住宅を提供するとしている公営住宅の本来の目的と離れつつあるのではないかと意見があった。

本市では、市営住宅の入居について、年4回の定期募集としているが、入居のしやすさや、緊急的に住居が必要な方を考えると、平成25年度まで行っていた通年募集制度も取り入れることが必要ではないかと意見があった。

5 市行政への提言

以上のような調査・研究を踏まえ、次のとおり提言する。

1 観光産業発展への課題研究について

- ① 伝統産業について、インターネット等を活用した新たな商品の販売方法やPR方法の工夫を検討するとともに、本市と観光施設従事者が協力して観光資源や伝統工芸士を後世に残していくよう努めること。

2 道路維持管理における速やかな情報収集と対応について

- ① SNS等のツールを活用した新たな通報窓口を作成し、より早く正確に道路の情報を収集する体制づくりを行うこと。また、郵便局、収集運搬業者等に協力を求め、幅広く情報を収集するとともに、通報のあった道路の損傷に対して、迅速に対応するよう努めること。

3 公園の利活用の促進と地域の活性化について

- ① 公園の利用者を増加させるため、公園施設と周辺の観光資源等を融合させた利用方法

を検討すること。また、他市で採用されているパークコーディネーターやパーク P F I などを含めたさまざまな手法を活用し、多用途に利用可能な公園となるよう努めること。

- ② 市内公園の利用率が低い施設について、施設の有効活用を行うため、今回視察を行ったスケートパークなどのように、新たな機能を持った公園施設へ整備できないか検討すること。

4 市営住宅の入居について

- ① 住宅困窮者の住居を安定的に確保するため、市営住宅の在り方の見直しや通年募集の採用について検討すること。また、市営住宅に入居しやすくするために、保証人等の入居条件の緩和を検討すること。